

【適用範囲】

第1条

当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

- 2 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

【宿泊契約の申込み】

第2条

当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出頂きます。

- (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
 - (4) その他当館が必要と認める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

【宿泊契約の成立等】

第3条

宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。

ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限り ます。

【申込金の支払いを要しないこととする特約】

第4条

前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

【宿泊契約締結の拒否】

第5条

当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。) 同条第2条第6号に規定する暴力団(以下「暴力団員」という。) 暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

【宿泊客の契約解除権】

第6条

宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- 2 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところ、また冬期間(12月15日から3月31日まで)については別表3により、違約金を申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。
- 3 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後7時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を1時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

【当館の契約解除権】

第7条

当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

- (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 館内での喫煙、消防用設備等に対するいたづら、その他当館が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。) に従わないとき。
- 2 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

【宿泊の登録】

第8条

宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
 - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当館が必要と認める事項
- 2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

【客室の使用時間】

第9条

宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。

ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過3時間までは、室料相当額の30%
- (2) 超過6時間までは、室料相当額の50%
- (3) 超過6時間以上は、室料相当額の100%

3 前項の室料相当額は、基本宿泊料の70%とします

【利用規則の遵守】

第10条

宿泊客は、当館内においては当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

【営業時間】

第11条

当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等で御案内いたします。

- (1) フロント・キャッシャー等サービス時間:

イ.門限 23:00

ロ.フロントサービス 22:00

(2) 飲食等(施設)サービス時間:

イ.朝食 午前7時30分～午前9時00分

ハ.夕食 午後6時00分～午後8時00分

- 2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

【料金の支払い】

第12条

宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
- 3 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

【当館の責任】

第13条

当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

- 2 当館は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

【契約した客室の提供ができないときの取扱い】

第14条

当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

- 2 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

【寄託物等の取扱い】

第15条

宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は10万円を限度としてその損害を賠償します。

- 2 宿泊客が、当館内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館は、その損害を賠償します。

ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当館に故意又は重大な過失がある場合を除き10万円を限度として当館はその損害を賠償し

ます。

【宿泊客の手荷物又は携帯品の保管】

第16条

宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。
ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
- 3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

【駐車の実責任】

第17条

宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであつて、車両の管理責任まで負うものではありません。
ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

【宿泊客の責任】

第18条

宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 (宿泊料金等の内訳(第2条第3項及び第12条第1項関係))

		内 容
宿 泊	宿泊料金	基本宿泊料 (室料+朝・夕食料)
	追加料金	追加飲食 (追加料理・飲料) 及びその他の利用料金
総 額	税金	消費税 入湯税

備考

- 1 基本宿泊料はフロントに掲示する料金表によります。
- 2 子供料金は小学生以下に適用し、大人に準じる食事と寝具等を提供したときは大人料金の70%、子供用食事と寝具を提供したときは50%、寝具のみを提供したときは2,200円をいただきます。
寝具及び食事を提供しない幼児については施設利用料をいただきます。

別表第2 違約金(第6条第2項関係) (通常期間)

	不 泊	当 日	前 日	2 日 前	3 日 前	5 日 前	7 日 前	14 日 前	30 日 前
1 4名まで	100 %	100 %	50 %	30 %	30 %				
1 5名～ 3 0名まで	100 %	100 %	50 %	30 %	30 %	30 %	30 %	10 %	
3 1名以上	100 %	100 %	80 %	50 %	30 %	50 %	30 %	15 %	10 %

別表第3 違約金(第6条第2項関係)(冬期間12月15日から3月31日)

	不 泊	当 日	前 日	2 日 前	3 日 前	5 日 前	7 日 前	14 日 前	30 日 前
1 4名まで	100 %	100 %	50 %	50 %	50 %	50 %	50 %	20 %	20 %
1 5名～ 3 0名まで	100 %	100 %	50 %	50 %	50 %	50 %	50 %	20 %	20 %
3 1名以上	100 %	100 %	80 %	50 %	50 %	50 %	50 %	20 %	20 %

(注)

- 1 %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
- 2 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。
- 3 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる。)にあたる人数については、違約金はいただきません

桐屋旅館 利用規則

桐屋旅館では、お客様に安全かつ快適にご利用いただくため、宿泊約款第 10 条に基づき次の通り利用規則を定めておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

この規則をお守りいただけない時は、やむを得ずご宿泊ならびに旅館内諸施設のご利用をお断り申し上げ、かつ当館が被った損害のご負担をいただく事もございますので、特にご留意くださいますようお願い申し上げます。

客室ご利用について

- (1) 客室よりの避難経路図は、客室入口のドアの裏側に掲示してありますのでご確認ください。
- (2) ご在室中や特にご就寝の際は、必ず鍵をおかけください。
- (3) 全館禁煙です、特に客室での喫煙はお断りいたします。
- (4) 客室内および館内では、当館の許可なく暖房用・炊事用等の火気、キャンドル等をご使用にならないでください。また、客室内での調理は固くお断りいたします。
(炊事用設備のある部屋は除く)
- (5) ランプシェードに衣類を掛けたり、洗濯物等を干したりしないでください。
- (6) 当館の許可なく客室を営業行為（展示会・その他）等ご宿泊以外の目的にご使用なさらないでください。
- (7) 当館の許可なく客室内備品の移動、また客室内に造作を施し、あるいは改造する等現状を著しく変更なさらないでください。
万一備品の紛失、破損等があった際にはその実費を弁償いただくことがあります。
客室内の小物、備品は客室外に持ち出さないでください。また当館の外観を損なうようなものを窓側に置かないでください。
- (8) ご訪問客とのご面会はロビーでお願い致します。
- (9) 長期の宿泊契約により賃借権、居住権等借家法その他居住に関する法律上の権利は発生するものではありません
- (10) 宿泊登録者以外のご宿泊は固くお断りいたします。
- (11) 未成年者のみのご宿泊は、保護者の許可がない限りお断りいたします。

お部屋の鍵について

- (1) ご滞在中お部屋からおでかけの際は、客室の施錠をご確認ください。
- (2) お部屋の鍵は、当館出発の時必ずフロントへご返却ください。
紛失の際は鍵単体の費用だけでなくドア本体の鍵、金庫本体交換にかかわる実費を請求させていただきますのでご注意ください。

お支払等について

- (1) お会計はご出発の際にフロントでお願いいたします。
また、ご滞在中でも料金のご清算をお願いする場合がございます。そのつどお支払いをお願いいたします。なお当館が請求してもお支払いがない場合は、お部屋を明け渡していただく場合があります。
- (2) ご利用代金のお支払いは、現金または旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等、及び当館の認めたものとさせていただきます。
手形、小切手はお断りいたします。
- (3) ご到着時にクレジットカードの確認をさせていただくか、お預り金を申し受ける場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- (4) ご宿泊者以外の方から料金のお支払いを受ける場合は、定められた期日までにお支払いがなければ、ご宿泊者ご本人に直接お支払いをご請求申し上げます。
- (5) お買物代、切符代、タクシー代、郵便切手代、荷物送料等のお立替えはお断りさせていただきます。
- (6) 客室内の電話を利用し館外への通話や通信をご利用になるときは、通信料金が加算されますので、あらかじめご了承ください。なお、館内 Wi-Fi は無料をご利用いただけます。

貴重品、お預かり品について

- (1) ご滞在中の現金、その他貴重品の保管については、客室に備え付けの金庫（無料）をご利用ください。ご利用なさらないで万一紛失、盗難等が発生した場合には当館ではその責任を負わない場合がございます。
なお、美術品、骨董品、毛皮等の品物はお預かりいたしません。
金庫のご利用は宿泊期間内のみとさせていただきます。
また金庫内の物品の紛失等について当館は責任を負いません。
- (2) ご滞在の有無に関わらず、フロントでは現金、貴重品、有価証券、腐敗あるいは破損しやすいものなどはお預かりいたしません。
- (3) 当館がお客様よりお預りした物品の引き渡しについては、引換証をお持ちいただいた方のみお渡しいたします。引換証を紛失、盗難等原因の如何を問わずおなくしになった結果生じた損害につきましては、責任を負いません。また、引き渡し後の物品の紛失等については責任を負いません。
- (4) 館内での遺失物の処理は一定期間当館が保管し、その後は遺失物法に基づいてお取扱いさせていただきます。

駐車場のご利用について

- (1) 駐車場所は係員の誘導および指示にしたがっていただきます。
- (2) 駐車中の車内に貴重品及びその他の品物を留置しないでください。駐車中における紛失、盗難等についてはその責任を負いかねます。

暴力団及び暴力団員並びに公共の秩序に反するおそれのある場合について

- (1) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)による指定暴力団及び指定暴力団員等の当館の利用はご遠慮いただきます。
(ご予約後、あるいはご利用中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断りいたします。)
- (2) 反社会団体及び反社会団体員(暴力団及び過激行動団体など並びにその構成員)の当館利用はご遠慮いただきます。
(ご予約後、あるいはご利用中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断りいたします。)
- (3) 暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求及びこれに類する行為が認められる場合、直ちに当館の利用はご遠慮いただきます。又、かつて、同様な行為をされた方についてもご利用をご遠慮いただきます。
- (4) 当館を利用する方が心身耗弱、薬品、飲酒による自己喪失など、ご自身の安全確保の困難や、他のお客様に危険や恐怖感、不安感を及ぼす恐れがあると認められるときは、直ちにご利用をお断りいたします。
- (5) 館内及び客室内で大声、放歌及び喧騒な行為その他で他者に嫌悪感を与えたり、迷惑を及ぼしたり、又、賭博や公序良俗に反する行為のあった場合には、直ちにご利用をお断りいたします。その他上記各事項に類する行為のあるときは、ご利用をお断りいたします。
- (6) 客室内、浴場を除き、館内各所に防犯カメラを設置しておりますので、あらかじめご了承ください。

他のお客様の迷惑になる下記の物の持ち込み、又は行為はご遠慮ください。

- (1) 動物、鳥等のペット類。(補助犬は除く)
- (2) 火薬、揮発油、その他発火又は引火性の物。
- (3) 悪臭を発する物。
- (4) 法により所持を禁じられている銃砲、刀剣、覚せい剤の類。
- (5) 賭博や風紀を乱すような行為、又は他のお客様の迷惑になるような言動。
- (6) 広告、宣伝物の配布、物品の販売、勧誘等。
- (7) 当館の許可なく館内のパブリックスペース(特に浴室等)で写真撮影をする事、及び館内で撮影した写真を営業上の目的で使用する事。
- (8) 携帯電話のご利用について、適切でない場所での会話や大声での通話など、他のお客様に嫌悪感、迷惑を及ぼす行為。

インターネット通信について

当館は、インターネット通信設備として、Wi-Fiネットワークをご用意いたしております。

客室からのインターネット接続などのコンピューター通信のご利用にあたりましては、次の内容にご同意いただきます。

- (1) インターネット通信ご利用にあたり、必要な通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随する機器類の準備、接続および設定等については、お客様の自己責任にて行うものいたします。したがって、ご利用にあたっての当館スタッフによる助言についても、その判断はお客様の自己責任とし、当館は責任を負いません。
- (2) インターネット回線を利用したメールの送受信は、お客様のご契約先のプロバイダーによりご利用いただけない場合がございます。
- (3) 当館からインターネット通信のご利用にあたりましては、お客様ご自身の責任において行うものいたします。コンピューター通信のご利用により、お客様に損害が生じた場合でも、当社に過失がある場合を除き、当館は責任を負いかねますので、あらかじめご利用のコンピューターにウィルス対策や不正アクセス対策等のセキュリティ対策を講じることをお願いいたします。
- (4) コンピューター通信設備の管理にあたりましては留意しておりますが、やむを得ず、異常、故障又は障害が発生した場合は、当社は早急に復旧に努め、それ以上の責任を負わないものいたしますので、お客様のデータ、通信途絶による損害については十分にご注意ください。
- (5) インターネット通信のご利用にあたりましては、以下の行為を禁止し、違反があった場合は利用の停止し、当館および第三者に損害が生じた場合は、その損害を賠償していただきます。
 - ・第三者または当館の知的財産権を侵害する行為。
 - ・第三者または当館の財産・プライバシー又は肖像権を侵害する行為
 - ・他の通信を妨げるような大量なデータ送受信等の使用行為および当館又は第三者が管理するサーバー等の設備の運営を妨げる行為。
 - ・無断で第三者に広告宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、又は受信者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為。
 - ・コンピューターウィルス等有害なプログラムを使用もしくは提供する行為、またはそれらを支援、宣伝もしくは推奨する行為。
 - ・法令もしくは公序良俗に違反し、第三者または当ホテルに不利益を与える行為。
 - ・その他当ホテルが不適切と判断する行為。

規則の変更について

- (1) この規則は、民法上の定型約款に該当し、この規則の各条項は、お客様の一般の利益に適合する場合または変更を必要とする相当の事由があると認められる場合には、民法の規定に基づいて変更します。
- (2) この規則の変更は、変更後の規定の内容を、当社所定のウェブサイトに掲載し、掲載の際に定める効力発生日から適用されます。なお、本規則を変更する場合には、変更内容等を記載した書面を館内に備え置きます。

2020年6月1日